

復興特別税の課税が始まります H25 年 1 月～

東日本大震災からの復興を図ることを目的として復興施策に必要な財源を確保するための復興特別税がいよいよ来年平成 25 年 1 月からスタートします。

【1】復興特別所得税

(1) 課税標準及び税率

25 年～49 年分の各年分の **所得税額に 2.1% の税率** を乗じて計算した金額

例) 夫婦子 2 人世帯の場合

給与収入 300 万円・・・所得税額 11,500 円に対し 200 円 ($11,500 \times 2.1\%$)

給与収入 500 万円・・・所得税額 78,500 円に対し 1,600 円 ($78,500 \times 2.1\%$)

(2) 適用時期

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの各年分 (25 年間)

(注)平成25年に入った直後に支払われる給与等

<ケース1>各月の給与を月末に支払う場合

平成 24 年 12 月分の給与を 12 月 31 日までに支払う慣習がある場合で、たまたま平成

25 年 1 月 1 日以後にその給与を支払う場合は、平成 24 年中に支払が確定しているため、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

<ケース2>各月の給与を翌月に支払う場合

平成 24 年 12 月分の給与を平成 25 年 1 月 4 日に支払う場合など、各月の給与を翌月払いとする慣習がある場合には、1 月 4 日が給与を収入すべき時期となるため、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

※報酬料金の源泉徴収の場合

報酬料金の源泉所得税 (10%) × 復興特別税 (2.1%) ⇒ **10.21%**

【2】復興特別法人税

(1) 課税標準及び税率

各課税事業年度の **基準法人税額に 10% の税率** を乗じて計算した金額

例) 資本金 1 億円以下の中小法人の場合

所得金額年 800 万円以下の部分・・・**16.5%** ($15\% + 15\% \times 0.1$)

所得金額年 800 万円超の部分・・・**28.05%** ($25.5\% + 25.5\% \times 0.1$)

(2) 適用時期

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (3 年間)